

○東京藝術大学返還免除奨学生選考基準

平成17年2月17日

返還免除選考委員会決定

改正

平成20年3月27日

平成25年10月24日

平成31年3月19日

平成31年4月18日

令和3年5月18日

令和5年1月26日

令和5年12月6日

(目的)

第1条 この基準は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に対して各年度に推薦する第一種奨学金返還免除候補者（以下「免除候補者」という。）及び返還免除の内定候補者（以下「内定候補者」という。）の選考に関し、選考基準及び選考手続き等を定めることを目的とする。

(推薦対象者)

第2条 免除候補者の推薦対象者は、本学大学院において機構の第一種奨学金の貸与を受けている学生（以下「奨学生」という。）で、当該年度中に貸与期間が終了することになる者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

2 内定候補者（博士後期課程）の推薦対象者は、当該年度中に大学院博士後期課程に進学した奨学生のうち、特に優れた業績を挙げた者又は博士後期課程における貸与期間中に免除候補者として特に優れた業績を挙げる見込みがある者とする。

3 内定候補者（修士課程）の推薦対象者は、本学修士課程に確実に入学し、第一種奨学生として採用が見込まれ、修士課程入学以前、及び修士課程入学時に優秀な成績を収め、貸与期間中に免除候補者として特に優れた業績を挙げる見込みがある者であり、かつ次のイからハまでの全ての要件を満たす者とする。

イ 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第3条に規定する支援を受ける者又は住民税非課税世帯であることを証明できる者であること。

ロ 特定分野（科学技術イノベーション創出に寄与する分野又は大学の強みや地域の強み等を生かした分野）への進学を希望する者であること。

ハ 特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができる者であること。

4 前項の規定にかかわらず、過去に内定候補者として推薦された者については、原則として内定候補者の推薦対象者から除くものとする。

(選考手続き)

第3条 免除候補者又は内定候補者として推薦を受けようとする奨学生は、所定の手続きに従い申請するものとする。

2 各研究科長は、申請者のうちから免除候補者又は内定候補者を選考して順位を付し、東京藝術大学返還免除奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）に推薦するものとする。

3 委員会は、前項の推薦を受けた者のうちから免除候補者又は内定候補者を選考して順位を付し、学長が機構に推薦するものとする。

(選考方法)

第4条 前条第2項及び第3項の選考にあたっては、機構が定める貸与奨学規程第47条第3項及び第4項に規定する評価基準及び次条に定める評価によるものとする。

(評価)

第5条 免除候補者の評価項目は、次の各号に掲げるものとし、本学の大学院における教育研究活動等に関する業績又は専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績ごとに評価するものとする。

(1) 学位論文その他の研究論文

- イ 博士論文(研究作品又は研究演奏を含む)
- ロ 修士論文
- ハ 学会発表、学術雑誌への掲載等の研究論文
- ニ その他の研究論文

(2) 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果

- イ 修士課程における修了作品
- ロ 修士課程における修了演奏
- ハ 修士課程における特定課題研究

(3) 授業科目の成績

- イ 博士リサイタル
- ロ その他の授業科目の成績

(4) 音楽、演劇、美術その他の発表会における成績

- イ 美術展、コンペティション、コンクール等の公的発表会の成績
- ロ 個展、音楽会等の個人発表会の成績
- ハ その他の発表会における成績

(5) 著書、データベースその他の著作物(1号に掲げるものを除く。)

- イ 著書
- ロ データベース
- ハ その他の著作物

(6) 研究又は教育に係る補助業務の実績

- イ ティーチングアシスタント、リサーチアシスタントの補助業務
- ロ その他の研究又は教育に係る補助業務の実績

(7) 発明

- イ 特許、実用新案等
- ロ その他の発明

(8) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

2 内定候補者(博士後期課程)の評価項目は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 大学院博士後期課程入学試験の結果

(2) 大学院修士課程の成績

(3) 大学院修士課程の研究科長からの推薦

(4) 前項に定める免除候補者の評価項目

3 内定候補者(修士課程)の評価項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 修士課程入学試験の結果
- (2) 申請時の学士課程の成績
- (3) 申請時の家計基準
- (4) その他の選考基準

4 業績の評価は、免除候補者は第1項の評価項目を、内定候補者（博士後期課程）は第2項の評価項目を総合して評価するものとし、下表の評価区分により評価点をつけるものとする。

評価区分	評価点
特に優れた業績	100点～90点
優れた業績	89点～80点
良好な業績	79点～70点
前記以下の業績	69点以下

- 5 内定候補者（修士課程）の業績の評価は第3項の評価項目を総合して評価するものとし、具体的な評価方法、その他の選考方法については、別に定める。
- 6 免除候補者又は内定候補者の推薦順位は、それぞれ評価点の高い者から順に付すものとする。

(内定者の取消)

第6条 学長が内定候補者として推薦した者のうち、機構が返還免除予定者として内定した者で、貸与期間終了年度に免除候補者として推薦されるまでの者（以下「内定者」という。）が、貸与期間中に奨学金の交付に係る停止又は廃止の処置を受けた場合は、内定者の身分を取り消す。

- 2 内定者が、修業年限内で課程を修了できなくなった場合は、内定者の身分を取り消す。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。
 - (1) 休学期間（長期欠席を除く。）に相当する期間、修了期が延長した場合
 - (2) 災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事由により修業年限内で課程を修了できなくなったことを本学が認めた場合
- 3 内定者（博士後期課程）が、機構が定める他の経済的支援事業に採用された場合は、内定者の身分を取り消す。

附 則

この基準は、平成17年2月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年3月19日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月18日から施行し、平成31年2月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月26日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年12月6日から施行する。